

徳島県告示第七百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

139	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
板	船戸切幡上	阿波市土成町土成字矢松一一 九番地先から	同 番二地先まで	一、〇四六・五	令和四年十二月十七日